

広州市における日本人が中国での業務を終了する際に必要な手続きと留意点

【1. 個人所得税に関して】

個人所得税は、今年1月から全面的に実施された改定個人所得税法とそれに伴って公布された各種通知等により、以前とは異なる取り扱いが少なくありません。年間所得が12万元以上の場合の自己納税申告は、2019年1月1日から不要となりました。一方で、日本と中国の2カ所から賃金給与を得た場合は、翌年の6月30日までに自己申告する必要があります。

申告方法については、国家税務総局公布の公告には「納税者はオンライン、郵送等の方式を通して申告することもでき、直接主管税務機関で申告することもできる」と書かれてはいますが、広州市税務局に確認したところ、外国籍従業員の場合は、窓口で申告する必要があると回答がありました。

もう一点留意が必要なのは、改定個人所得税法は1月から全面実施されましたが、広州市の場合、個人所得税額の計算のための公式が遅れて公布され、今年1、2月は従来通りの公式で計算をし、新しい公式での計算は、3月からとなっています。そのため、1月と2月の実際申告時の税額と、新しい公式で計算した場合のこの2ヶ月の税額は差が生じます。そのため再計算して税額を申告して確定させる必要があります。

例えば、日本人が中国での勤務が終了し、タイへ異動になった場合、2019年中に中国滞在日数が183日を超えると、広州市では非居住者ではなく、居住者とされます。タイへの異動が2019年中であり、2019年中に中国に再入国しないことが予測される場合、出国する前に申告することができるとされています。つまり、タイへ異動する日本人が、2019年中に中国滞在日数が183日を超えて、且つ、上記の1、2月に中国で毎月の個人所得税を申告している場合、1、2月分の税額の調整のため修正申告する必要があり、申告は窓口でする必要がありますが、2019年中にタイへ異動する場合、出国前に申告できます。

2019年中に中国滞在日数が183日を超えていても、2019年の3月以降に中国に赴任した場合は、毎月の申告は正しいため、修正申告をする必要はありません。ただし、その場合でも、2カ所から賃金給与を得ていた場合には、申告をする必要があります。その場合も申告は窓口でする必要がありますが、2019年中にタイへ異動する場合、出国前に申告できます。

2019年中にタイへ異動する場合で、中国滞在日数が183日を超えていない場合、1、2月に中国で毎月の個人所得税を申告している場合は、1、2月分の税額の調整のため修正申告する必要があり、申告は窓口でする必要がありますが、19年中にタイへ異動する場合、出国前に申告できます。上記は広州市の場合のため、他都市では異なる取り扱いになる場合もあり得ます。

~~【3.】~~【2. 社会保険に関して】

社会保険に関しては、中国から出国する際に、過去に納付した個人納付分の基本養老保険料と、医療保険料の還付が受けられます。

個人納付分の基本養老保険料は、会社所在地の社会保険機構に対して申請します。必要資料は以下の通りです。

1. 「一次性領取職工基本養老保険待遇確認書」（一部：本人が記入、署名）
2. パスポート（原本）
3. 広州で開設した銀行口座の通帳、カード(裏面に署名有るもの)
4. 代理人が手続きを行う場合は、上記以外に、代理人の身分証明書、居民身分証、香港・マカオ居民来往内地通行证、パスポート等

医療保険料については、医療保険局に対して申請します。必要資料は以下の通りです。

1. 「支取個人帳戶余額申請表」（原本：一部）
2. 外国のパスポートとそのコピー(各一部)
3. 代理人が申請する場合は、委託人の社会医療保険の証憑(社会保険カードあるいは医療保険カード)もしくは身分証明書の原本、委託書(原本：一部)、代理人の身分証明書(原本)
- 4.

もし会社が申請する場合は、申請手続きを行う従業員の身分証明書（原本）、会社の紹介状（一部）が別に必要になります。

「支取個人帳戶余額申請表」、申請手続きを行う従業員の身分証明書（原本）、会社の紹介状（一部）、その他の資料の原本は、医療保険局で確認後に返却されます。

上記の社会保険に関する必要資料は、広州市の社会保険局に確認した内容となりますので、広州以外の都市では異なるものになる可能性があります。

~~【4.】~~【3. 外国人工作許可書と居留証に関して】

中国で勤務していた外国人が、中国から異動する場合、外国人工作許可証と居留許可も処理する必要があります。

外国人工作許可証は、以下の手順でその抹消を行います。

1. 以下の外国人来華工作管理業務服務系統上で、工作許可証抹消のための情報をアップロード後に、「外国人来華工作許可抹消申請表」をダウンロードして、申請者本人の

署名と会社社員を押印したものを用意します。別に「離職証明」も一部用意し、こちらにも本人の署名と会社社印を押印します。

2. 「外国人来華工作管理業務服務系統」で上記2点の資料の電子版をアップロードします（仮申請）。

○外国人来華工作管理業務服務系統 (<http://fwp.safea.gov.cn>)

3. 「仮申請」が認められたら、外国專家局の窓口で上記資料の原本を提出します。居留許可の処理は、公安局で行いますが、正式な抹消は、手続きと同時に新たに「停留ビザ」を申請する必要があるなど手続きが煩雑です。但し、何らかの処理をせずにおくと、公安局でその日本人が異動後も引続き中国内の企業に勤務しているとみなしますので、将来もしその日本人に問題が生じた場合、企業にも影響が及ぶリスクがあります。広州市公安局に確認したところ、抹消手続きの代わりに、以下のウェブサイト上で、離職したことと、離職の原因を説明する文書を、備案をすることでも構わないとの回答を得ています。こちらは説明文書原本の公安局への提出は必要ありません。

○広州渉外単位管理系統 (<http://www.gzjd.gov.cn/org/orglogin!login.do>)

以上の全ての手続きは、企業で実施することが可能です。外国專家局の窓口での資料の提出も、企業の従業員が行えます。

また、外国人工作許可証、居留許可ともに、中国出国以前に行うことが望ましいです。ただ、それが難しい場合は、企業から説明書を提出して、手続きを行うことになります。

以上

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●広州納克名南会計師事務所有限公司
広州市天河北路 233 号中信広場 3505 室
堀西 健夫

●ジェトロ広州事務所
広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室
電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は 2019 年 9 月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。